

平成29年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成29年9月5日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 古原典幸
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 福本豊彦
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一
議会事務局 岩井英樹

○議事日程

平成29年第3回定例会議事日程（1日目）

平成29年9月5日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 5号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について
- 日程第 6 報告第 6号 継続費の継続年度終了による精算について
- 日程第 7 認定第 1号 平成28年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 9 認定第 3号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第10 認定第 4号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第12 認定第 6号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第13 認定第 7号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第14 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上
毛町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第15 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上
毛町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第16 議案第37号 平成29年度一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第38号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第
2号）

- 日程第18 議案第39号 工事請負契約の締結について（大池公園開発事業園路整備工事（1工区））
- 日程第19 発議第 3号 道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

認定第 4号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

認定第 5号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第38号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

発議第 3号 道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）

文教・厚生常任委員会

認定第 2号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

認定第 3号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

認定第 6号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

予算決算常任委員会

認定第 1号 平成28年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第37号 平成29年度上毛町一般会計補正予算（第4号）

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。傍聴の方も御協力をお願いします。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成29年第3回上毛町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので、ごらんください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、10番茂呂議員、11番宮本議員を指名します。

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元の運営資料をごらんください。

今期定例会の運営について議会運営委員会に審議をお願いしたところ、9月1日、議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から15日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から15日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、報告2件、決算認定7件、専決2件、予算案2件、その他1件と議員提出の発議1件の合計16議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。お手元に配付の運営資料1ページの会期日程表案をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出議案については提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、諮問第2号、報告第5号、6号、議案第35号、第36号、第39号の6件は、本日受理、審議、採決を行い、残りの9議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。また、議員から提出された発議3号につきましては、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行った後、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様をお願いいたしますが、本日、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑に合わせて行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

9月8日、9日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、8日に一般質問が全部終了すれば、9日は休会とします。

9月11日を文教厚生常任委員会、9月12日を総務産業建設常任委員会、9月13日を予算決算常任委員会の開催日にいたしたいと思います。9月15日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

以上の件につきましては、議会運営委員会で協議し、決定を受けておりますので御報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4諮問第2号、日程第5報告第5号、日程第6報告第6号、日程第7認定第1号、日程第8認定第2号、日程第9認定第3号、日程第10認定第4号、日程第11認定第5号、日程第12認定第6号、日程第13認定第7号、日程第14議案第35号、日程第15議案第36号、日程第16議案第37号、日程第17議案第38号、日程第18議案第39号、以上15件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第3回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

九州北部豪雨災害から2カ月が経過いたしました。観測史上最大の雨量、記録的な豪雨は、朝倉市、東峰村、日田市等に甚大な被害をもたらしました。改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、今なお避難生活を強いられている全ての方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

本町といたしましては、義援金170万円を送り、県内朝倉市や東峰村への職員の派遣を行ったところでございます。町内の被害につきましては、山国川の水位が5メートル75センチまで上昇したものの、大事には至らなかったところであります。ただし、尻高地区の岩屋池の堤体に直径2メートルほどの穴が生じ、極めて危険な状態でありましたので、町と町内業者並びに山国川河川事務所と連携し、土のうを積んで迅速に対応いたしております。

昨今の全国各地での異常気象、災害等を見ますと、北朝鮮のミサイル、核実験を含め、いっどこで何が起きてもおかしくない状況にあり、こうしたことに対して私たちは十分、今後備えていかなければなりません。

特に人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、災害応急対策や災害復旧など、御協力いただける民間団体や企業、NPO法人等との各種防災協定の締結を進めていくことが急務であると考えます。また、この災害を受け、福岡県議会は、9月定例会における今年度一般会計補正予算案の総額688億円のうち、9割超が復旧復興関連費となっているところであります。

さて、御承知のように、上毛町第2次総合計画が本年度よりスタートいたしましたところですが、本町の目指す2040年の人口ビジョン1万人を達成するためには、人が集まる交流の町であるとか、人が住みたくなる定住の町といった何かに特化した魅力をつくっていかねば、人口の増加は見込めません。

災害に強い町、安全・安心な町ということもその要素の一つであります。あわせて、子育て支援や教育、農業支援、高齢者への高福祉などさまざまな施策も充実していかなければなりません。そのためにも、その財源をいかに捻出していくかがこれから

の行政に問われていると感じます。これまでのように国に頼るだけの時代は終わったと考えますし、民間同様、行政にも財源確保のための創意工夫を行い、守り一辺倒の行政から攻める行政、自立する行政への転換が求められています。

その財源確保の一つにふるさと納税があるわけですが、以前のように何も手を加えなければ、収支はマイナスになります。ちなみに、昨年のふるさと納税、1年間で上毛町民が町外へ納税を行った金額は328万円となっており、年々増加傾向にあります。

これは町民の皆さんにもっと理解をいただかなくてはならないわけですが、外に向けて納税をすることで特典がある仕組みでございしますので、人口が少ないということはマイナス要因が少ないということになり、田舎が有利なわけで、人口が最も多い東京が不利になるわけで、マイナス要因が多く、不利になるわけであります。努力すれば大きな財源確保につながり、このシステムを利用しない手はないと思っております。

上毛町へのふるさと納税は、てこ入れをした結果、最近では1日に200万程度の納税をいただくまでになったところであります。こうした財源確保の秘策というものは、さまざまなものがあるわけですが、これからは民間企業同様に、一流に学び、研究することの重要性や、公務員といえども稼ぐことの厳しさというものは十分に心得ていかななくてはならないと考えております。

いずれにしてもPDCA、Plan、Do、Check、Actionのサイクルをしっかりと回し好循環させ、人もお金も上毛町へ入ってくる流れ、仕組みをつくって、未来へつないでまいる所存であります。議員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、先般8月19日から25日にかけて実施した、少年海外体験学習事業「バンコク友好の翼」は、現地での熱烈な歓迎を賜り、名門チュラロンコーン大学附属小学校と上毛町の小学校との間で姉妹校締結の調印式を終え、新たなステージへ進んでおり、今後、大きな成果が期待されるところであります。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、諮問1件、報告2件、決算認定7件、専決処分2件、補正予算2件、その他1件の合計15案件であります。

順次、御説明をいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員1名の方の3年間の任期が平成29年12月31日で満了することに伴い、人格識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ人権擁護について精通している唐木妙子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

報告第5号、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、地方公共団体は、健全化判断比率等を毎年度、決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとされており、今議会に提出し、平成28年度においても前年同様に健全な財政状況であることを報告するものであります。

報告第6号、継続費の継続年度終了による精算についてであります。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成27年度固定資産台帳整備・公共施設総合管理計画策定業務委託事業の継続費の精算について報告するものであります。

認定第1号から認定第7号までの一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者より各会計の決算書が提出されましたので、これを8月8日に監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付すものであります。一般会計並びに各特別会計とも事業目的に沿い適切な執行に努めた結果、おおむね目標とする事業の成果が得られた決算となったと考えます。これもひとえに議員各位を初め町民の皆様の御理解、御協力の賜物と深く感謝申し上げます。次第であります。

今後とも、町民生活の安全・安心を最優先に、事業の必要性や緊急性に配慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見据えた財政運営に努める所存であります。

議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第2号））であります。平成29年度上毛町一般会計補正予算（第2号）により、町内企業の法人町民税確定申告に伴う過誤納付還付に要する経費を7月3日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第3号））であります。平成29年度上毛町一般会計補正予算（第3号）

により、7月の九州北部豪雨により被災した被災地支援と、災害復旧事業の申請に係る経費を7月18日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第37号、平成29年度上毛町一般会計補正予算（第4号）であります。今回の補正額は4,698万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,087万4,000円とするものであります。

歳出であります。遊具等の標準劣化点検を実施した結果に伴う危険遊具の撤去、修繕、新設等の経費を児童福祉費に計上いたしております。また、主なものといたしまして、総務費では、総務管理費において電子計算費、開発交流推進費において国庫補助確定に伴う財源変更と、支所2階空調の修繕費を計上しております。

民生費では、社会福祉費において国民年金電子媒体対応化のためのシステム改修の委託料を、児童福祉費において児童遊園や大平保育所の遊具修繕、撤去費を計上しております。

衛生費では、上下水道費において給水予定地までの排水管敷設に係る工事請負費の追加補正にかかわる特別会計繰出金を計上しております。

農林水産業費では、農業費において女性農業者活躍支援のための補助金と、集落営農組織の法人化の取り組みを支援する農業経営力向上支援事業補助金を計上しております。

土木費では、公園費において牛頭天王公園の遊具改修工事費を計上しております。

教育費では、小学校費において各学校の遊具修繕、撤去に係る費用と、今後必要とされる修繕費を、社会教育費において中村地区の公民館改修にかかわる補助金と、保健体育費において全国スポーツ推進員研修にかかわる旅費を計上しております。災害復旧費では農林水産施設災害復旧費において、29年7月被災の農地の復旧工事費及び農業用施設災害復旧工事費を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、特定財源では災害復旧に伴う受益者からの分担金19万9,000円、国庫補助金としては社会保障・税番号システム補助金と社会資本整備交付金の確定に伴う減額、合わせて3,010万3,000円の減額、国庫委託金として国民年金のシステム改修に係る費用105万8,000円を、県支出金では農業関係で女性農業者の活躍促進事業、農業経営力向上支援事業補助金、合わせまして58万円を、農業用施設災害復旧事業費補助金で対象事業費の65%780万円と、

教育費補助金で電子黒板活用実証研究費等補助金27万1,000円を計上しております。繰入金では、子育て支援のための費用として、牛頭天王公園遊具改修事業にふるさと応援基金1,400万円を充当いたしております。

町債の臨時財政対策債については、発行可能の確定により455万1,000円を減額し、合併特例債は国庫補助確定により2,900万円を追加計上いたしております。

地方交付税は、普通交付税の確定により2,551万2,000円を計上し、普通交付税は総額で2億2,267万7,000円となっております。繰越金として321万7,000円を計上いたしております。

議案第38号、平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,044万2,000円とするものであります。水道接続の申し出があったため、給水予定地までの排水管敷設に係る工事請負費の追加補正を行うものであります。

議案第39号、工事請負契約の締結について（大池公園開発事業園路整備工事（1工区））であります。当初予算にて御可決いただきました大池公園開発事業園路整備工事（1工区）につきまして、8月31日の指名競争入札を実施した結果、業者が決定いたしましたので、条例に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君）次に、議員から提出された議案の上程をします。

日程第19、発議第3号、道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

荒牧議員。

○4番（荒牧弘敏君） それでは、発議第3号、道路整備事業の補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）についての御説明をいたします。

意見書案に添付しています道路財特法による補助率等のかさ上げ表で示していますように、現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされていますが、このかさ上げ規定が平成29年度までの10年間の時限措置となっています。このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することとなり、本県にとっても死活問題であり、安全・安心の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう本議会としても要望したく、意見書の提出になりましたので、審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君） 荒牧議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君） このかさ上げ措置は29年度までとなっていますが、いつから29年度末までの分ですか。

○4番（荒牧弘敏君） 今言ったように10年間の時限措置で、平成20年からです。

○議長（安元慶彦君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） ほかに質疑なしと認め、荒牧議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君） これから、本日審議、採決を行う議案の審議を行います。

日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） それでは、諮問第2号につきまして、朗読により説明とかけさせていただきます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員の候補者

として法務大臣に対し推薦したいので、議会の意見を求める。平成29年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

氏名、唐木妙子。生年月日、昭和〇〇年〇月〇日生まれ。住所、上毛町大字〇〇〇〇〇〇〇〇。

理由でございます。人権擁護委員1名の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。現在4名の人権擁護委員さんが在任中でございますが、任期は3年でございます。そのうちお一人の委員さんが12月31日で満期になりますので、今回、議会に対し御意見を願いますのでございます。

なお、唐木氏につきましては再任をお願いをするものでございます。次のページに参考資料を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）人権擁護委員ということでございますが、人権擁護委員という立場を考えたときに、この方は再任ということでございますけれども、人格識見はもちろんのこと、思想信条に偏りがなく、中立、公平、無私と言われるような立派なお人柄、人格者と言われる方が私は適当と思いますが、その辺の審査基準はどういうふうになっておりましたでしょうか。キャリアあるいは実績を推測しての判断での諮問でございましょうか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、候補者の選任に当たりましては、今、議員が御指摘のような部分を全て考慮した上で、この方ならばということで御推薦をお願いしておるところでございます。

○議長（安元慶彦君）宮本委員。

○11番（宮本理一郎君）人権擁護委員はもちろんですけれども、今後、民生、教育委員、公平委員等々、できれば審査基準を明確にして、過去のキャリアとか実績はもちろんですけれども、とにかくその方の人間性、誰から見てもよろしいと言われるよう

なところを判断基準にして、今後、諮問していただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君） 答弁要りますか。

○11番（宮本理一郎君） 要りません。

○議長（安元慶彦君） ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに、賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君） 全会一致。よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第5、報告第5号、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） それでは、報告第5号について御報告をさせていただきます。

平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告するというもので、まず健全化判断比率でございます。

28年度健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、27年度と同様、一般会計、奨学資金特別会計、住宅新築資金等特別会計ともに実質収支は黒字となっております。実質赤字比率は表の中では数値を表示されておられません。

それから、連結実質赤字比率でございますが、算定対象となる普通会計、国民健康保険特別会計、それから後期高齢者医療特別会計と公営企業会計の全てにおいて実質

収支が黒字のため、27年度と同様、連結実質赤字比率は表中に数字が表示されません。

次に、実質公債費比率でございますが、これは普通会計と公営企業会計、それに一部事務組合の会計も含めたものでございますが、本町においては、平成22年度をピークに元利償還金が減少している状況でございますが、新規の起債を極力制限している反面、過疎債、地総債等の償還額が比較的大きな起債が順調に終了しておりますことから、平成27年度の5.2%から2.6%減少しまして、28年度では2.6%となっております。基準値の25%を大きく下回っているところでございます。

それから、将来負担比率でございますが、これにつきましても起債残高の減少、基金積立金の増、それから適正な定員管理による職員の退職手当見込み額の減少等のより、27年度と同様、将来負担につきましても表中に数字が示されておられません。

それから、公営企業会計に係る資金不足比率でございますが、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道事業特別会計とも黒字決算であり、資金不足がないということで、数字的には表示されておられません。以上でございますが、平成29年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

次の2ページと3ページでございますが、29年8月8日に、ただいま説明しました内容につきまして監査委員さんに審査をお願いした結果、審査意見書ということで監査委員さんの意見をおつけしております。2ページ目の2の審査結果の1の総合意見、それから3ページ目の個別意見、是正改善を要する事項等に記載されておりますように、健全な財政運営を行っている等々、特に改善すべき事項はないという監査委員さんの指摘をいただいているところでございます。

なお、4ページ目に参考資料といたしまして、表中にあらわせない数字のマイナス部分が昨年、御指摘がございましたので、今回、参考資料として末尾におつけいたしておるところでございます。

以上で報告及び説明を終わらせていただきます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君） 日程第6、報告第6号、継続費の継続年度終了による精算についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） それでは、報告第6号について御説明を申し上げます。

報告第6号、継続費の継続年度終了による精算について。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成28年度に終了した継続費の精算について、次のとおり報告する。

継続費精算報告書でございます。2款1項の固定資産台帳整備及び公共施設総合管理計画策定業務委託事業において、全体計画では1,950万円を予定していましたが、実績において1,938万6,000円が支出済みであり、比較としては11万4,000円の残額であります。この残額につきましてはプロポーザルによる執行残でございます。平成29年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で報告を終わります。

○議長（安元慶彦君） 日程第14、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） では、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第2号））について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成29年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。法人町民税確定申告に伴う法人税割額に還付が発生し、直ちに還付する必要が生じたため、関係経費について専決処分をしたものであります。次のページに、7月3日付で行いました専決処分書を添付いたしております。

専決処分の内容でございますが、次のページをごらんください。

平成29年度上毛町一般会計補正予算（第2号）ということで、今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億3,969万1,000円とするものでございます。

詳細でございます。7ページをお開きいただきたいと思います。

今回、当初予算で計上いたしておりました2款2項2目の賦課徴収費において、23節の町税過誤納還付金において3,800万円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、町内企業において、法人町民税の確定申告に伴いまして法人税割額が確定したことにより還付が発生したため、専決処分を行いましたものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）過誤納還付金が生じた企業の名前等は公表できますか。それと何社あるのか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）業者名は、日立オートモティブシステムズ株式会社、1社でございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）過誤納ということですが、かなり金額が大きいかと思うんですが、具体的にどういう状況でそういう形になるのでしょうか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）先ほど申しました法人のほうから確定申告が6月30日にございまして、その事業者につきましては、中間申告納付を平成28年11月に行っております。申告が確定いたしましたのが、先ほど申し上げましたように、6月30日

でございますので、中間申告納付をした金額全額が還付となっております、今回、還付金、それから加算金、二つを還付するものでございます。

○議長（安元慶彦君）岩花議員。

○1番（岩花寛之君）その予定納付で3,800万もともと納めていた分が、具体的には利益が出なかったから、要は戻したということですかね。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）先ほども申しあげましたように、6月30日に申告の確定をいたしましたので、中間申告分を還付したということでございます。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）企業さんの中で当然、九州事業本部であったのが本社一括の経理体制になったということで、そういう部分の中で、ですから九州事業所がどのということではなくて、それ以前は予定納付で行っておりましたが、本社一括管理になった部分の中で、全体で見て、その部分が還付になったという形で理解していただいたと思います。

○議長（安元慶彦君）岩花議員。

○1番（岩花寛之君）九州支所のほうの管轄になったということは、今後も要は上毛町にはこれぐらいの税収が、もう今後もなくなるということでしょうか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）先ほども九州事業部のほうが吸収合併をされたということで、本社一括での申告ということになりますので、その業績により九州事業所分が課税される可能性はありますが、それは本社のほうの営業によって金額が変わってくると思っております。

○議長（安元慶彦君）3回したけど、4回許します。どうぞ。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）今、要は本社の判断ということなんですけれども、本社の業績によってというところなんです、要は九州事業部、ここの上毛町にある日立さんの業績というだけでの課税の仕方ではないということですよ。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）はい、そのとおりでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

三田議員。

○8番（三田敏和君）というふうになれば、今後の中で、日立さんから町に入ってくる納税額というのは、どのくらいになるんでしょうか。どういうものがありますか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）日立さんの事業費分、要するに法人税の均等割り部分、プラス営業によってふえる部分が、本社のほうの決算によって変わってくるものと思っております。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）変わってきたものが上毛町に入るんでしょうか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）法人税が一応、年間300万となります。それで、あとは営業利益で増になれば上毛町に入ってくる可能性はあるということでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第15、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。議案内容の

説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）議案第36号につきまして御説明申し上げます。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第3号））について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成29年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。平成29年7月九州北部豪雨災害に伴う被災地支援及び被災した農業施設災害復旧のための関係経費について専決処分したものでございます。次のページに7月18日付で行いました専決処分書を添付いたしております。

専決処分の内容でございますが、次のページをごらんください。

平成29年度上毛町一般会計補正予算（第3号）ということで、今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,389万1,000円とするものでございます。

詳細でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

7月5日からの九州北部豪雨に伴う被災地支援として、義援金を総務管理費の報償費に170万円追加をお願いしております。また、内容としては、県内被災自治体の東峰村に100万円、朝倉市に50万円、添田町に20万円を送るもので、これにつきましては吉富町と同一行動をとっておるところでございます。

次に8ページをお願いいたします。

10款災害復旧費の農業施設災害復旧費に、岩屋池の災害復旧の設計業務委託料250万円をお願いするものでございます。補助事業の申請に当たり、早急な対応が必要なため専決処分をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）まず、報償費の算出根拠なんですけれども、これは吉富町と一緒にと言いましたが、吉富町と同額をやったという形ですかね。

それと岩屋池についてですが、災害復旧事業の設計委託料、どこに委託したのか。

それと、この池については以前から漏水があったんじゃないかなと思われるんですけども、これはこのときに漏水が発覚して災害が起こったのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（安元慶彦君）建設課長。

○建設課長（福本豊彦君）今、議員御質問の岩屋池の被災の関係でございますが、今回7月の大雨によりまして堤体が陥没したという報告がありまして、応急の処置をしたところでございます。

そして今回、業務委託につきましては土地改良連合会のほうに業務を委託しております。本業務につきましては、調査から測量設計、積算等、一連の業務が必要になりますし、早急な事前の協議等も必要になるということで、先ほど総務課長のほうからも説明がございましたように、専決により処理をさせていただいたところでございます。

○議長（安元慶彦君）もう一人、答弁をしなくちゃいけないんじゃないの。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）災害見舞金の支出基準でございますが、当町でも設けておりますが、吉富町と各自治体、同額をお送りしております。それから、あくまで被災は先ほどの御質問の中でございましたが、あくまで今回の大雨により被災をしたので、そういう補助申請を行っておるといふ部分で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上毛町一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第18、議案第39号、工事請負契約の締結について（大池公園開発事業園路整備工事（1工区））を議題とします。議案内容の説明を求めます。
開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）それでは、議案第39号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第39号、工事請負契約の締結について。平成29年8月31日、指名競争入札に付した大池公園開発事業園路整備工事（1工区）について、次のとおり工事請負契約を締結する。平成29年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

記といたしまして1、契約の目的、大池公園開発事業園路整備工事（1工区）。2、工事場所、上毛町大字下唐原地内。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額6,827万3,280円。5、契約の相手方、福岡県築上郡上毛町大字宇野1071番地の2、株式会社築上重機、代表取締役、筒井茂則。6、工期、本契約の効力の発生の日から平成30年3月26日。

提案理由でございますが、大池公園開発事業園路整備工事（1工区）に係る建設工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。それから、参考といたしまして、次ページのほうに工事地図を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で議案第39号の御説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）何点かお伺いします。入札結果表がついておりませんのでわかりませんが、まず何社でこの競争入札を行ったのか。予定価格、最低制限価格及び指名の基準について、ランクは何ランクか、ポイントは何ポイント以上でやったのか。そ

れに地元業者が何社入っているのか。以上、お伺いします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）まず指名の業者数でございますが、9社を指名させていただいております。

それから、予定価格につきましては7,621万5,600円、最低制限価格につきましては6,827万3,280円でございます。

それから、指名の基準でございますが、ランクBということで指名をさせていただいております。全て町内業者でございます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）ポイント数等、勘案して指名したかどうか。先ほど何ポイント以上でしたのかというのは答えがございませんでしたので。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）大変申しわけありませんが、現在ちょっとポイント数の資料を持っておりませんので、ちょっとお答えは控えさせていただきます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）7点ほどお伺いいたします。

まず、工事費の内訳についてお尋ねします。工事の種類別をお願いします。それから、入札の結果についてお尋ねがありましたけれども、落札率は何%になるのでしょうか。それから、この実施設計の作成日と契約業者名をお願いいたします。第2工区の工事は幾つに分けて入札したのかお伺いいたします。瑕疵担保契約は何年ですか。財源内訳について、国県支出金と地方債と一般財源について、何%ずつかお伺いいたします。それから、この園路整備に対する事業効果はどこにあるのかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）7項目ほどあったんですけれども、ちょっと私も書きとめておりませんので、1個ずつわかる範囲でお答えさせていただきます。

まず工事費の内訳ということでございますが、これについては単価表等公表しておりませんので、大きいところの割合ということでお答えをさせていただきます。まず土工につきましては約1%程度、縁石工につきましても約1%程度、ボードデッキに

つきましては50から60ということでお答えをさせていただきます。それから転落防止柵につきましては約25%程度でございます。あと照明工につきましては約6%程度ということでございます。これが工事の内訳ということでございます。

落札率につきましては89.5%でございます。

それから、実施設計業者につきましては小野寺設計事務所でございます。

それから幾つに分けて入札ということで、これは園路の工事ということで3工区に分けて実施をさせていただいております。

財源内訳につきましては、国県支出金、社交金の国の補助金、それから地方債、合併特例債、それからあと一般財源ということでございます。

あと事業効果ということもございますが、これにつきましては議員も御承知のように、基本構想を立てたときに、この大池公園についてはデザインコンセプトということで、水辺に連鎖したくつろぎともてなしの回遊空間ということで来ておりますので、議員言われるのはボードデッキ等のところだとは思いますが、そういう水辺に連鎖したところの施設はぜひぜひ必要と我々も思っておりますし、現に今、ボードデッキが設置されております。今の状況を見ますと、かなり朽ち果てて、歩行にもかなり支障がございますので、そういうところの整備ということで今回、考えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）この工事は、設計業者も経過について非常にこだわっておりますので、この工事の材質について、入荷先がそれぞれ指定されているのか。特殊なものになるのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）今、材料ということは、ボードデッキということでしょうか。

○議長（安元慶彦君）立ってください。

○10番（茂呂孝志君）ボードデッキとか照明器具等ありますので。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）まずボードデッキの材質ということもございますが、これにつきましてはFRPのうちの一つの材料ということで、GRPという製品を使

用するようにしております。

それからあと、今の部分につきましてはボードデッキの構造材ということで、あと床版工につきましてはイペ材というようなことで、中南米の材料を使用するということが設計ではうたっております。特殊か特殊ではないかということでございますが、これはかなり国内でも普及をしておりますので、特殊ということでは考えておりません。

それから歩道等につきましては、もう28年度の工事でも実施をしておりますが、一応、町内産の木、杉を使った歩道等ということで今回、考えさせていただいております。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）材料はそんなに特殊ではないという説明でありました。それで、以前も材料を指定したところがあるように見受けられますので、今回も材料の指定地域がないのかどうか。もしあるとしたら、都道府県名をお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）材料の指定はございません。今から工事を実施するに当たって、業者さんのほうから使用願いが出てきますので、そういう段階で我々は判断するというところでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）私は大池公園整備事業そのものについて反対の立場で、税金の無駄遣いだと思われまじし、ぜいたくな遊歩道だと思います。材料を特定して高額になっているのではないかと考えられますので、これを反対の理由といたしまして議決に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

大山議員。

○9番（大山 晃君）今度の遊歩道は最後の工事だと思っております。それで開通をす

れば、あらゆる方が見学に見えて、これは町の活性化につながると思いますので、私は賛成いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。反対討論。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第39号は反対の立場から討論いたします。瑕疵担保契約については答弁されていませんでしたが、それから、園路整備を行っても、現状を見る限り、事業効果は見込まれないと私は考えますので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）賛成の立場で討論いたします。

今回の園路整備は、これまで設置された園路の朽ちている部分を再整備ということで私は理解しておりますし、それをやはりよりよいものにするというのは、私はいいいことだと思います。特に最近、大池公園を歩く方、ウォーキングされる方というのも効果があつてふえてきておりますので、そういった園路が魅力あるものということ、またより人が集まりいいことだと思いますので賛成いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかありますか。反対。賛成でしょう。（「はい」と呼ぶ声あり）いいでしょう、反対があつて賛成（「反対がないなら賛成を続けていいでしょう」と呼ぶ声あり）賛成、ぜひ言いたいならどうぞ。

三田議員。

○8番（三田敏和君）言わせてください。

あのところは非常に現状、暗いような状況もあつて、今回整備をすることで大池公園全体の明るさも取り戻しますし、多くの方に来ていただくためには整備が必ず必要だと理解をしておりますので、賛成の立場で討論いたします。

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第39号、工事請負契約の締結について（大池公園開発事業園路整備工事（1工区））は、原案のとおり可決することに決しま

した。

○議長（安元慶彦君）これから議案の委員会付託を行います。

9月1日、議会運営委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料4ページをごらんください。なお付託議案の朗読に際しましても議案名の朗読は省略します。

認定第4号、認定第5号、議案第38号、発議第3号の4件は、総務産業建設常任委員会へ。

認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第7号の4件は、文教厚生常任委員会へ。

認定第1号、議案第37号の2件は、予算決算常任委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（安元慶彦君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料6ページ、委員会日程表案をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営員会で決定いただいた日程表のとおり決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。御苦勞でした。

散会 午前11時02分

平成29年9月5日